

手続の流れ

被災地の復旧・復興に向けた様々な検討

- 現地での再建か、移転か
- 集団で移転か、個別か など

地域住民の集団移転に対する合意

市町村による集団移転促進事業計画の策定

■計画に定める項目

- ①移転促進区域
- ②移転促進区域内にある住居の数並びに住居を移転しようとする住民（以下「移転者」といいます）の数及び当該移転者の属する世帯の数
- ③住宅団地の整備または住宅団地における住宅の整備に関する事項
- ④移転者の住宅団地における住宅の建設もしくは購入または住宅用地の購入に対する補助に関する事項
- ⑤住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設その他の公共施設の整備に関する事項
- ⑥移転促進区域内における農地、宅地その他の土地（以下「農地等」といいます。）の買取り及び植林その他の農地等の利用に関する事項
- ⑦移転促進区域内における建築制限その他土地利用の規制に関する事項
- ⑧移転者の住居の移転に関連して必要と認められる農林水産業に係る生産基盤の整備及びその近代化のための施設の整備その他移転者の生活確保に関する事項
- ⑨移転者の住居の移転に対する補助に関する事項
- ⑩集団移転促進事業の実施に必要な経費及びその資金計画

地域住民の参画

都道府県の支援

市町村（都道府県経由）からの事業計画協議と国土交通大臣の同意

住宅団地の造成、住宅の建設、公共施設等の整備の実施

住宅団地への移転

◆このパンフレットについてのお問い合わせは◆

国土交通省 都市局 都市安全課

電話 03-5253-8402 ファクス 03-5253-1587